

中泊町農業委員会会議録

平成29年 7月7日

中泊町農業委員会

平成29年度中泊町農業委員会 7月定例総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月7日（金） 午後14時00分～午後15時00分

2. 開催場所 2階委員会室2

3. 出席委員（12人）

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次		

4. 欠席委員（2人）

委 員	3番	鈴木誠一	13番	木村巧
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第3号 農地使用貸借の合意解約通知書について

第4 【議案】

議案第12号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第13号 農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第14号 農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

報告・協議事項

1) 業務予定

2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 竹谷 覚
前田 和夫

総括主幹 開米 るみ子

主 幹 打越 賢一

7. 会議の概要

事務局	ただいまから、平成29年度中泊町農業委員会7月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
	<p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。
	<p style="text-align: center;">【異議なしの声あり】</p> それでは、議事録署名委員は、8番葛西誠委員、9番大川賢一委員にお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員開米総括主幹と打越主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告第3号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。
	◎報告第3号
事務局	3ページをお開き下さい。報告第3号「農地使用貸借の合意解約書通知書について」農地使用貸借の合意解約通知書について、次のとおり報告する。 平成29年7月7日提出 中泊町農業委員会会長。 次のページをお開き下さい。今月の使用貸借の合意解約は、1件ございました。内容については資料のほうをご覧頂きたいと思います。報告は以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告3号について何かご質問等ございませんか。 (質問なし)
議長	無いようですので次に議案の審議に入ります。

◎議案第12号

議長 議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 10ページをお開き下さい。議案第12号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。平成29年7月7日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第12号について、受付番号第14番に係る農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西 誠
委員 8番 葛西です。
それでは報告いたします。
去る7月3日に、私と大川賢一委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号14番の1件ございました。内訳は贈与が1件です。

受付番号14番は、今泉字唐崎、布引、神山地内の16筆の田と畑18,138平方メートルの親子間の全部贈与です。譲受人は譲渡人同様に米とそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等から見て問題ないと思われま

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第12号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第13号

議 長 議案第13号「農地法第4条第1項の規定に基づく許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 14ページをお開き下さい。議案第13号「農地法第4条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第4条第2項の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めます。平成29年7月7日提出 中泊町農業委員会会長

議 長 議案第13号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西 誠 委員 それでは報告いたします。去る7月3日、私と大川賢一委員の二人と事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第4条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は今泉地区の畑であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局 15ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受け付け番号3番は、内潟地域の今泉地内の2筆の畑で、面積は457㎡で、今泉集落の縁辺部に位置している、その他の2種農地であります。
申請者は、平成18年4月に故浅野英雄から遺贈を受けた土地であります。固定資産課税明細書によりますと昭和51年から倉庫等が建築されていることになっており、固定資産課税明細書も宅地として評価されていますので、顛末書を添付して申請したとのことです。
資金計画については、既に転用済みのため問題ないものと思われまます。
周辺農地への被害防除対策についても、昭和51年当時から宅地化されており、隣接する農地には影響ないものと思われまます。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)の力の(ア)で「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われまます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議 長 何かご質問等ございませんか。

(質問なし)

議 長 ないようですので、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長 異議がないようですので、議案第13号は原案のとおり決定いたします。

◎ 議案第14号

議 長

議案第14号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書」についてを、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

20ページをお開き下さい。
議案第14号「農地法第5条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法第5条第3項の規定により、下記(別紙)のとおり許可申請書の提出があったので審議を求め
る。平成29年7月7日提出 中泊町農業委員会会長

議 長

議案第14号について、農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

葛西 誠
委員

それでは報告いたします。去る7月3日、私と大川賢一委員二人と、事務局職員とで現地調査を行いました。

本議案の農地法第5条の転用許可申請が1件ございます。
申請地は中里地区の田であります。面積その他の基準から見て問題なく許可相当と認められます。

以上報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事 務 局

21ページをお開き下さい。
それではご説明いたします。
受付番号4番は、中里地域の中里地内の2筆の田で、面積は5,607㎡で、宅地と農地が混在している、その他の2種農地であります。
申請者は、事業拡大により慢性的に資材置場が不足しており、また、冬場の除雪置場の解消のため当該地を申請したとのことです。
資金計画については、自己資金で残高証明書を添付しているため問題ないものと思われ
ます。
周辺農地への被害防除対策については、資材置場のため、污水排水等の農作物への被害はないと思われ
ます。
許可基準に定める農地の区分としては、運用通知「第2の1の(1)のカの(ア)で「小集団の生産性の低い農地」に該当している農地と思われ
ます。よって、面積その他の基準から見て、問題なく許可相当と認められます。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。
何かご質問等がございませんか。

(質疑、意見なし)

議 長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第15号

議 長

続きますして、議案第15号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局

26ページをお開き下さい。議案第15号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとおり依頼があったので決定を求める。平成29年7月7日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成29年7月5日付け中農政第108号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

次のページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が1件です。内訳は公益社団法人あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡が1件となっております。

受付番号19番は、あおもり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、高根字小金石の農地1筆、地目は田、面積は7,247㎡です。売買価格は210万円です。対価の支払い期限は平成29年7月27日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

33ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が2件、再設定が2件で、面積が67,300平方メートルです。

受付番号47番は新規の設定で、設定する農地は高根地内の1筆の「田」363平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費はありません。賃借料は無料です。賃借人は機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号48番は再設定で、設定する農地は田茂木地内5筆の「田」18,755平方メートルです。期間は5年間で、土地改良費は地主負担。賃借料は10アール当たり27,500円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号49番も再設定で、設定する農地は今泉地内2筆の「田」5,246平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり20,000円、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

受付番号50番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内ほか、13筆の「田」42,359平方メートルと薄市地内2筆の「畑」577平方メートル、計42,936平方メートルです。期間は3年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米1俵の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われま

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

議長 何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長 異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

議長 議事については以上で終了しました。次に報告・協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局 それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何か意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成29年度中泊町農業委員会7月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年7月7日

農業委員長

署名委員

署名委員